

【相馬市独自】令和5年度相馬市子育て応援給付金のご案内

物価高騰等の影響を受けた子育て世帯を支援するため、令和5年9月30日時点で市内に居住する18歳以下のお子さんを養育する世帯を対象に、令和6年1月から相馬市独自の子育て応援給付金(対象児童1人あたり1.5万円)を支給します！(令和4年度に引き続き支給決定)

はじめに…申請は必要ですか？

今回の給付金は、原則として「プッシュ型」による支給を行いますので、改めての申請は不要です。(高校生のみ世帯や新生児を養育している方は申請が必要です。裏面参照)

※子育て応援給付金の受給を希望しない場合は、プッシュ型支給通知に記載の期限までに、「受給拒否届出書」を[こども家庭課](#)へ提出ください。

1.うちの子は、対象になるの？(対象児童)

次に記載する児童のうち、2の支給対象者に養育されている児童が対象になります。

① **令和5年9月30日時点**で本市に住民登録がある平成17年4月2日から令和5年9月30日の間に生まれた児童(18歳以下の高校生等。結婚している方は対象外)

② **令和5年10月1日から令和6年3月31日の間に生まれた児童**のうち、初めて本市に住民登録をした児童(新生児)

2.だれがもらえるの？(支給対象者)

上記に記載のある児童を養育している**主たる生計維持者(または施設の設置者)に支給**されます。(支給対象者の所得制限はありません)

3.いくらもらえるの？(給付額)

対象児童1人につき、**1万5千円**です。(※令和4年度相馬市子育て応援給付金と同額)

4.いつもらえるの？(支給時期)

プッシュ型支給の方には、令和6年1月16日付でプッシュ型支給通知を送付し、令和6年1月30日より順次支給を開始(予定)。令和6年1月30日までにプッシュ型支給通知が届かない場合は、申請が必要となりますので、詳しくは裏面を確認ください。

5.どなかたちでもらえるの？(支給方法)

①プッシュ型支給の方

プッシュ型支給の方のうち、現在本市にお住まいで本市から児童手当を受給している方は、児童手当を受給している口座や別途届出済みの方法により支給します。

現在本市から児童手当を受給していない方は、市が過去の給付金や児童手当等を支給した口座に振り込みます。

②支給申請を行った方

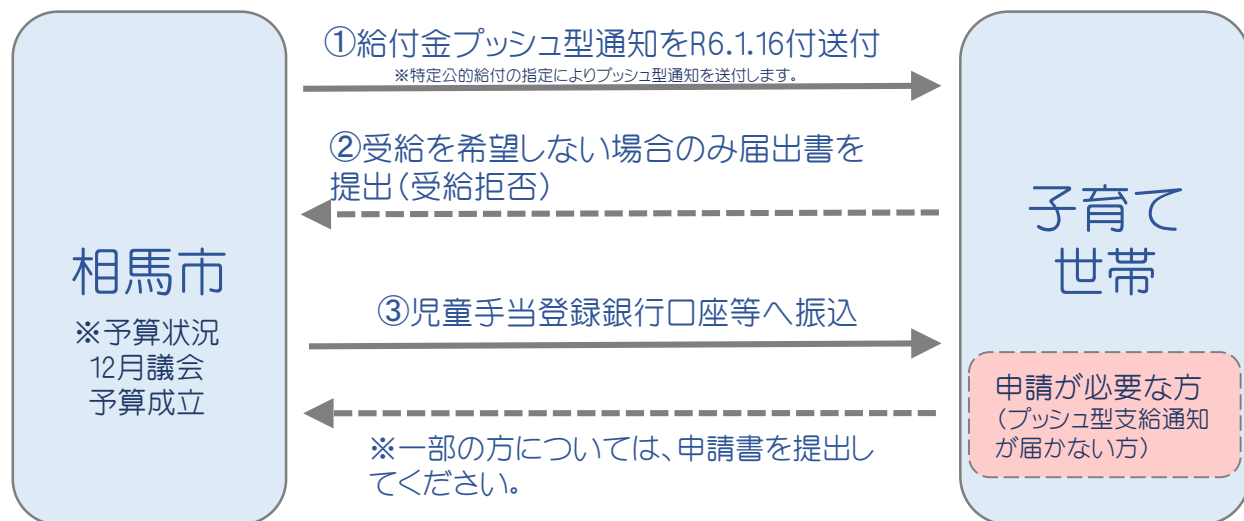
申請書で指定した口座に振り込みます。

※上記について、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て応援給付金が振込できませんので、必ずご対応ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

原則「プッシュ型」での支給です。

令和6年1月30日から順次支給します。(申請が必要な方を除く)



私は申請が必要なの？(申請が必要な方＝プッシュ型支給通知が届かない方)

例えば、次に記載する方は原則申請が必要ですが、市が支給対象者の口座を把握している方のうち、児童と同居していることが確認できる場合は、改めての申請は不要になります。

※詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

- ・令和5年9月30日時点で**高校生**(平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれ)の**児童のみ**を養育している保護者(**中学生以下の児童がいない世帯**)
- ・所属庁から児童手当を受給している**公務員**
- ・令和5年10月から令和6年3月までに生まれた**新生児**を養育している保護者 等

◎申請方法

下記窓口または郵送により申請をお願いします。

＜提出書類＞

申請書、(主たる生計維持者の)通帳またはキャッシュカードの写しなど

＜申請期間＞

令和6年1月16日～令和6年3月31日(土日祝日除く。新生児のみ令和6年4月15日まで)

※申請書、必要書類など詳しくは市HPをご確認ください。

❗DV被害により子どもとともに避難されている保護者の方について

令和5年9月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合についても、子育て応援給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。

お問い合わせ

相馬市役所 1階 こども家庭課(④窓口) ☎0244-37-2204

「相馬市子育て応援給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報”の詐取**にご注意ください。

ご自宅や職場などに市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。